

(小学生低学年・高学年・中学生・高校生)

推奨基準		評価の視点				
機能に関する事項	<p>(1) インターネット上で青少年が当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求められた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年による児童ポルノ等の作成又は提供の防止に資するものであること。</p> <p>(規則第2条の2第2項第1号イ)</p>	<p>青少年による児童ポルノ等の作成又は提供の防止に効果的な機能であるか</p> <p>【例】</p> <p>(1) 青少年の未成熟な判断能力を補うための機能</p> <p>ア 被害者にならないよう、作成又は提供を防止するための判断能力を高める</p> <p>イ 加害者にならないよう、判断能力を高める</p> <p>ウ 被害者にならないよう、児童ポルノ等の送信を防止する</p> <p>エ 加害者にならないよう、児童ポルノ等の要求を防止する</p> <p>オ 児童ポルノ等被害防止のため、相談窓口等の教示、誘導を行う</p> <p>(2) 保護者等による保護又は監護を可能とするための機能</p> <p>ア 青少年を適切に指導するため、保護者等の判断能力を高める</p> <p>イ 青少年との会話を促すため、保護者等のコミュニケーション能力を高める</p> <p>ウ 青少年に対する児童ポルノ等の要求・青少年による提供行為を防止する</p> <p>エ 被害に遭った際の被害拡大を防止する</p> <p>(3) その他の機能</p> <p>ア 青少年への啓発活動をサポートする</p> <p>イ 加害者の作成・及び要求行為を防止する</p>				
		A	B	C	D	E
		15-13点	12-10点	9-7点	6-4点	3-0点
機能に関する事項	<p>(2) インターネット上で青少年が自殺若しくは刑罰法規に触れる行為の実行を勧められ、又はそそのかされた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年の自殺又は犯罪の防止に資するものであること。</p> <p>(規則第2条の2第2項第1号ロ)</p>	<p>青少年の自殺防止に効果的な機能であるか</p> <p>【例】</p> <p>(1) 青少年の未成熟な判断能力を補うための機能</p> <p>ア 自殺を勧められ、又はそそのかされた際の判断能力を高める</p> <p>イ 自殺を勧め、そそのかすなどしないよう判断能力を高める</p> <p>ウ 自殺の勧め、又はそそのかし行為を防止する</p> <p>エ 自殺防止のため、相談窓口等の教示、誘導を行う</p> <p>(2) 保護者等による保護又は監護を可能とするための機能</p> <p>ア 青少年を適切に指導できるよう、保護者等の判断能力を高める</p> <p>イ 青少年との会話を促すため、保護者等のコミュニケーション能力を高める</p> <p>ウ 青少年に対する自殺の勧めやそそのかし行為を防止する</p> <p>エ 自殺を勧め、又はそそのかされた際の自殺を防止する</p> <p>(3) その他の機能</p> <p>ア 青少年への啓発活動をサポートする</p> <p>イ 加害者による自殺の勧め、又はそそのかし行為を防止する</p>				
		A	B	C	D	E
		15-13点	12-10点	9-7点	6-4点	3-0点
機能に関する事項	<p>(3) インターネット上で青少年が自殺若しくは刑罰法規に触れる行為の実行を勧められ、又はそそのかされた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年の自殺又は犯罪の防止に資するものであること。</p> <p>(規則第2条の2第2項第1号ロ)</p>	<p>青少年の犯罪の防止に効果的な機能であるか</p> <p>【例】</p> <p>(1) 青少年の未成熟な判断能力を補うための機能</p> <p>ア 行為者とならないよう、万引きや、詐欺行為などの刑罰法規に触れる行為の実行を勧め、又はそそのかされた際の判断能力を高める</p> <p>イ 教唆者とならないよう、判断能力を高める</p> <p>ウ 行為者とならないよう、青少年に対する万引きや、詐欺行為などの刑罰法規に触れる行為の実行の勧め、又はそそのかしを防止する</p> <p>(次ページに続く)</p>				
		A	B	C	D	E
		15-13点	12-10点	9-7点	6-4点	3-0点

(小学生低学年・高学年・中学生・高校生)

推奨基準		評価の視点				
機能に関する事項		<p>エ 教唆者とならないよう、万引きや詐欺行為などの刑罰法規に触れる行為の実行の勧め、又はそそのかし行為を防止する</p> <p>オ 万引きや、詐欺行為などの刑罰法規に触れる行為の実行の勧め、又はそそのかしを受けた際、相談窓口等の教示、誘導を行う</p> <p>(2) 保護者等による保護又は監護を可能とするための機能</p> <p>ア 青少年を適切に指導できるよう、保護者等の判断能力を高める</p> <p>イ 青少年との会話を促すため、保護者等のコミュニケーション能力を高める</p> <p>ウ 青少年に対する万引きや詐欺行為などの刑罰法規に触れる行為の実行の勧め、又はそそのかし行為を防止する</p> <p>エ 万引きや詐欺行為などの刑罰法規に触れる行為の実行の勧め、又はそそのかされた際の犯行を防止する。</p> <p>(3) その他の機能</p> <p>ア 青少年への啓発活動をサポートする</p> <p>イ 教唆者による万引きや詐欺行為などの刑罰法規に触れる行為の実行の勧め、又はそそのかし行為を防止する</p>				
		A	B	C	D	E
		15-13点	12-10点	9-7点	6-4点	3-0点
(4) インターネット上で青少年がいじめを受けた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、いじめの防止に資するものであること。 (規則第2条の2第2項第1号ハ)		<p>いじめの防止に効果的な機能であるか</p> <p>【例】</p> <p>(1) 青少年の未成熟な判断能力を補うための機能</p> <p>ア 被害者にならないよう、判断能力を高める</p> <p>イ 加害者にならないよう、判断能力を高める</p> <p>ウ 被害者にならないよう、いじめ行為を防止する</p> <p>エ 加害者にならないよう、いじめ行為を防止する</p> <p>オ いじめ防止のため、相談窓口等の教示、誘導を行う</p> <p>(2) 保護者等による保護又は監護を可能とするための機能</p> <p>ア 青少年を適切に指導できるよう、保護者等の判断能力を高める</p> <p>イ 青少年との会話を促すため、保護者等のコミュニケーション能力を高める</p> <p>ウ 青少年に対するいじめを防止する</p> <p>エ いじめ被害に遭った際の被害拡大を防止する</p> <p>(3) その他の機能</p> <p>ア 青少年への啓発活動をサポートする</p> <p>イ 加害者のいじめ行為を防止する</p>				
		A	B	C	D	E
		15-13点	12-10点	9-7点	6-4点	3-0点
(5) イ、ロ及びハに掲げるもののほか、青少年のインターネット利用に伴う危険性の除去に資すると知事が認めるものであること。 (規則第2条の2第2項第1号ニ)		<p>青少年のインターネット利用に伴う危険性の除去に効果的な機能であるか</p> <p>【例】</p> <p>ア 被害者にならないよう、判断能力を高める</p> <p>イ 加害者にならないよう、判断能力を高める</p> <p>ウ ネットリテラシー教育による危険性の除去</p>				
		A	B	C	D	E
		15-13点	12-10点	9-7点	6-4点	3-0点

(小学生低学年・高学年・中学生・高校生)

		推奨基準	評価の視点			
必 須 要 件		(1) 青少年のプライバシーに配慮されていること。 (規則第2条の2第2項第2号)	(1) 青少年のプライバシーを含む各種の人権に配慮したものであるか (2) 青少年の人権に係る日本国憲法・関係法律・条例に違反していないか			
			A	B	C	(2)のおそれがあるものについては、都による精査又は、外部専門家への聴取
			5-4点	3-2点	1-0点	
必 須 要 件		(2) サイバーセキュリティに配慮されていること。 (規則第2条の2第2項第3号)	(1) サイバーセキュリティ対策に配慮したものであるか (2) セキュリティ上のリスクが重大なものであるか			
			A	B	C	(2)のおそれがあるものについては、都による精査又は、外部専門家への聴取
			5-4点	3-2点	1-0点	
必 須 要 件		(3) 青少年に広く利用されるように配慮されていること。 (規則第2条の2第2項第4号)	導入できる機種や、導入方法、コストなど、当該アプリケーションが青少年に幅広く利用されるよう工夫されたものであるか			
			A	B	C	
			5-4点	3-2点	1-0点	
そ の 他	※ その他、知事が必要と認める要件を備えていること。 (規則第2条の2第2項第5号) <div style="border: 2px dashed orange; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> ※この要件は、上記の「機能に関する事項」「必須要件」に含まれてはいないが、評価の視点として検討すべきものがある場合に、検討項目となるものです。 </div>					
			A	B	C	
			5-4点	3-2点	1-0点	